

見本



【補助教材 5】学習指導要領を読み込むための問題

- ① 【補助教材 5】は、学習指導要領を読み込むための練習問題です。
- ② この教材は、学習指導要領（各校種の「第 1 章 総則」）を特集してあります。
- ③ 学習指導要領、教育課程に関する教育法規の問題も取り入れました。
- ④ 学習指導要領の『解説』を理解するためには、学習指導要領そのものを習得することが前提です。

次頁以降に見本



【補助教材 5】 学習指導要領を読み込む ための問題

○【補助教材 5】学習指導要領を読み込み、理解するための問題

【補助教材 5】は、学習指導要領を読み込み、理解するための問題です。

本県の学習指導要領の領域の問題は、かつては学習指導要領そのものからの出題がほとんどを占めておりましたが、ここ数年は『解説』からの出題が多くなる傾向にあります。

『解説』は、ご案内とおり、学習指導要領に書いてあるその記述の意味や解釈などを文部科学省が教師向けに説明したものです。このため、『解説』を理解するためにはその前提として学習指導要領そのものを習得することが大切です。

【補助教材 5】は、学習指導要領そのものを習得していただくことをねらいとして編集しました。膨大な『解説』全体を収録することは物理的に厳しいものであることから、各校種ともすべての章に共通に適用される「第 1 章 総則」を中心にしてあります。

学習指導要領、教育課程に関する法令からも出題してあります。

第 1 章以外については、第 1 回～第 40 回の中で適宜作問してまいります。

教員候補者選考試験
【補助教材5】第1回

受験番号		氏名	
------	--	----	--

教 職 教 養

未校了です。お届けするものはこの見本と異なる場合があります。

この見本では、正答欄を割愛してあります。お届けするものには正答欄を設けてあります。

大問1 次の文は、学校教育法第33条の条文である。文中の 31 に適切な語句を下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、 31 が定める。

31 ① 学習指導要領 ② 内閣 ③ 文部科学大臣 ④ 国 ⑤ 文部科学省

大問2 次の文は、学校教育法第29条の条文である。文中の 32 ～ 33 に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第29条 小学校は、 32 に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを 33 ことを目的とする。

32 ① 能力 ② 心身の発達 ③ 発達の段階 ④ 身体の発達 ⑤ 学齢

33 ① 育む ② 身に付けさせる ③ 教育する ④ 指導する ⑤ 施す

大問3 次の文は、学校教育法第30条の条文である。文中の 34 ～ 36 に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために 34 において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり 35 が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、 36 に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

34 ① 教育課程 ② 各学校 ③ 学習指導 ④ 必要な程度 ⑤ 学校教育

35 ① 学ぶ意欲 ② 学習意欲 ③ 学習習慣 ④ 確かな学力 ⑤ 学習する基盤

36 ① 主体的 ② 能動的 ③ 協働的 ④ 自主的 ⑤ 自主的、自発的

大問24 次の各文は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）の一部である。文中の ～ に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

(1) 教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっており、その意義が改めて振り返られる機会は多くはないが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言いうことができ、その際、学校の教育目標の設定、 及び が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

① 心身の発達 ② 能力 ③ 学齢 ④ 年齢 ⑤ 学年

① 指導事項の配列 ② 指導内容の順序 ③ 教育内容の系統
④ 指導内容の配列 ⑤ 指導内容の組織

① 時間割の編成 ② 授業時数の確保 ③ 授業時数の配当
④ 週時程の配置 ⑤ 終始時刻の決定

(2) 学校教育法施行規則においては、教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動（以下「各教科等」という。）によって編成することとしており、学習指導要領においては、各教科等の目標や指導内容を に即して示している。

① 学年段階 ② 心身の発達 ③ 能力 ④ 興味・関心 ⑤ 年齢

(3) 学習指導要領に示している内容は、全ての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、児童の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「 」）。

① 法的拘束性 ② 標準性 ③ 弾力性 ④ 基準性 ⑤ 規準性

(4) 学校教育法第33条及び学校教育法施行規則第52条の規定に基づいて、文部科学大臣は小学校学習指導要領を という形式で定めている。

① 法令 ② 告示 ③ 公示 ④ 政令 ⑤ 規則

教員候補者選考試験
【補助教材5】第3回

受験番号		氏名	
------	--	----	--

大問3 次の文は、「小学校学習指導要領」（平成29年3月日告示）の一部である。文中の ～ に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤から一つ選び、番号で答えなさい。

- (1) においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の の段階や 及び学校や地域の実態を十分考慮して、 な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

① 教育委員会 ② 社会 ③ 国 ④ 地域 ⑤ 各学校

① 学年 ② 身体の発達 ③ 成長 ④ 心身の発達 ⑤ 伸長

① 個性 ② 特性 ③ 特性等 ④ 特質 ⑤ 適性

① 適切 ② 合理的 ③ 組織的 ④ 組織的、計画的 ⑤ 計画的